

令和 3 年 2 月 2 6 日
関東地方整備局

令和 3 年 3 月 1 日から適用する公共工事設計労務単価
の取扱いに関する留意事項

1. 工事の見積書作成について

当局で発注する工事の予定価格は、令和 3 年 3 月 1 日以降に入札書提出期限日を設定している工事については、令和 3 年 3 月 1 日から適用する公共工事設計労務単価（新労務単価）を使って積算を行いますので、入札書作成の際はご注意ください。

< 予定価格作成に使用する単価 >

入札書提出期限日	旧単価（R2.3 版）	新単価（R3.3 版）
～令和 3 年 2 月 28 日まで	○	
令和 3 年 3 月 1 日以降		○

2. 令和 3 年 2 月 28 日までに入札書提出期限日が設定され、令和 3 年 3 月 1 日以降に契約する工事について

新労務単価の設定に伴い、新労務単価適用日（令和 3 年 3 月 1 日）時点で未契約工事については、適正な価格で契約を行うことを考慮し、契約後、新労務単価により算出された請負代金額に変更するための協議（工事請負契約書第 62 条）を請求することができることとします。

令和 3 年 2 月 28 日までに契約済となっている工事には適用しない。

3. インフレスライドの適用について

平成 26 年 1 月 30 日付通知「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項の運用について」を引き続き適用できることとし、令和 3 年 2 月 28 日までに契約済となっている工事で残工期が 2 ヶ月以上^{*1}ある工事については、工事請負契約書第 26 条第 6 項が適用できる可能性があるため、適用条件をよく確認の上、対象となる場合は申請を受け付けることとします。

申請にあたっては、インフレスライド条項運用マニュアル等^{*2}をよく確認ください。

※ 1 : スライド基準日から残工期 2 ヶ月以上あること

※ 2 : 「賃金等の変動に関する工事請負契約書第 25 条第 6 項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）」及び「インフレスライド（工事請負契約書第 25 条）【関東運用版】」

（令和 2 年 3 月 17 日に改正され、同年 4 月 1 日から適用となった工事請負契約書において、インフレスライドに関する条項の番号が変更（第 25 条第 6 項→第 26 条第 6 項）されておりますが、上記通知及びマニュアル等は引き続き適用されます。）